4　期限の延長

山村振興法の有効期限を令和一七年三月三一日まで一〇年間延長することとした。（附則第二項関係）

5　施行期日等

㈠　経過措置等

所要の経過措置を定めるとともに、所要の規定を整備することとした。

㈡　施行期日

この法律は、令和七年四月一日から施行することとし、4及びこれに伴う規定の整備は、公布の日から施行することとした。

◇所得税法等の一部を改正する法律（法律第一三号）（財務省）

一　所得税法の一部改正関係

1　基礎控除について、次の見直しを行うこととした。（所得税法第八六条、第二〇三条の三及び別表第二～別表第四関係）

㈠　合計所得金額が二、三五〇万円以下である個人の控除額を一〇万円引き上げる。

㈡　㈠の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見直し並びに公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げを行う。

2　給与所得控除について、次の見直しを行うこととした。（所得税法第二八条及び別表第二～別表第五関係）

㈠　最低保障額を六五万円（改正前五五万円）に引き上げる。

㈡　㈠の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見直しを行う。

㈢　㈠の見直しに伴い、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表の見直しを行う。

3　特定親族を有する居住者に対する税制上の措置として、次の措置を講ずることとした。（所得税法第二条、第八四条の二、第一八五条、第一八六条、第一九〇条、第一九四条、第一九五条、第一九五条の三、第二〇三条の三、第二〇三条の六及び別表第二～別表第四関係）

㈠　居住者が特定親族（生計を一にする年齢一九歳以上二三歳未満の親族（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が一二三万円以下であるものに限る。）等で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。以下同じ。）を有する場合には、特定親族特別控除として、その居住者のその年分の総所得金額等から、その特定親族一人につき次のとおりの控除額を控除する。

特定親族の合計所得金額	控除額
五八万円超八五万円以下	六三万円
八五万円超九〇万円以下	六一万円
九〇万円超九五万円以下	五一万円
九五万円超一〇〇万円以下	四一万円
一〇〇万円超一〇五万円以下	三一万円
一〇五万円超一一〇万円以下	二一万円
一一〇万円超一一五万円以下	一一万円
一一五万円超一二〇万円以下	六万円
一二〇万円超一二三万円以下	三万円

㈡　㈠の特定親族特別控除は、特定親族の合計所得金額が一〇〇万円以下の場合等には給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できる。

㈢　㈠の特定親族特別控除は、年末調整において適用できる。

4　扶養親族等の範囲について、次の措置を講ずることとした。（所得税法第二条関係）

㈠　勤労学生の合計所得金額要件を八五万円以下（改正前七五万円以下）に引き上げる。

㈡　同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を五八万円以下（改正前四八万円以下）に引き上げる。

5　居住者が納付するスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の規定による課徴金及び延滞金の額は、必要経費に算入しないこととした。（所得税法第四五条関係）

6　リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期の特例を廃止することとした。（旧所得税法第六五条関係）

7　受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することとなったことにより法人課税信託に該当しないこととなった場合において、当該法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式については、当該特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、当該受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、当該特定株式の帳簿価額相当額は、当該受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととした。（所得税法第六七条の三関係）

8　小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受ける者は、改正前の次に掲げる書類（以下「控除証明書」という。）の添付又は提示に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できることとした。この場合において、税務署長は、確定申告期限から五年間、当該控除証明書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該控除証明書の提示又は提出をしなければならないこととした。（所得税法第一二〇条関係）

㈠　小規模企業共済等掛金控除の証明書

生命保険料控除の証明書

㈡　地震保険料控除の証明書

9　株式等の譲渡の対価の受領者等の告知の対象となる償還金等の範囲に、特定受益証券発行信託の元本の払戻しにより交付を受ける金銭を加えることとした。（所得税法第二二四条の三関係）

10　社会保険診療報酬支払基金が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に名称変更されることに伴う所要の整備を行うこととした。（所得税法別表第一関係）

二　法人税法の一部改正関係

1　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を次のとおり創設することとした。

㈠　納税義務者及び課税の範囲

次に掲げる法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税残余額について、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を課する。（法人税法第四条、第六条の三及び第八条の二関係）

(1)　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人

(2)　特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（その所在地国が我が国であるものに限る。）を有する構成会社等である外国法人

◇地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第一二号）（内閣府本府）

1　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年延長し、令和一二年三月三一日までとすることとした。（附則第一条第二項関係）

2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。